定例監查

- (1)監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成26年2月28日発行(山梨県公報号外第10号)山梨県監査委員告示第2号のとおり
- (2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属	知事政策局 東京事務所	
監査対象期間	平成24年10月~平成25	5年9月
監査実施日	平成25年12月20日、平成26年1月24日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
録代金に送料分	の購入に要する経費は、職員 を含めた金額であるが、物品 が含まれておらず、支払限度	1)物品要求書について、今後さらにチェック を強化し、適正な事務処理を行う。

監査対象所属	企画県民部 峡東地域県民センター	
監査対象期間	平成24年7月~平成25年6月	
監査実施日	平成25年9月24日、10月22日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項) 1件 (給与1)

1)登記事務嘱託職員の登記促進報償金に係る 特別報酬について、建設事務所の職員に対し ては報償費で支出し、農務事務所の職員に対 しては報酬で支出しており、同一の支払内容 に対し支出科目が相違していた。

また、当該支出については、県土整備部及 び農政部がそれぞれ定めた「登記促進報償金 支給要領」により行われていたが、農政部の 要領について、記載内容が不明確であり一部 不備があった。 1)登記事務嘱託職員の登記促進報償金に係る 特別報酬については、これまで所管課からの 通知に基づき、各事務所に金額と支出科目を 確認し支出してきたところであるが、執行機 関として法令に立ち返って所管課に改善を 求める姿勢を欠いていた。

今回の指導に基づき、特別報酬については、登記実績に応じ月々支払っている登記促進報償金の特別分であることから、農政部の「登記促進報償金支給要領」に、特別報償金の支給に関する条項を明記するように所管課へ依頼し、平成25年11月20日付けで一部改正された。

農務事務所の登記事務嘱託職員の平成25 年12月支給の特別報償金については、改正 された要領を根拠として、予算措置に基づき 報償費で支出した。

今後法令等に基づき、適正な事務処理を行う。

監査対象所属	総務部 総合県税事務所	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月14日、平成26年1月22日	
Ī	監査の結果 講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 3件	(収入2、給与1)	

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

県税過年度分

	科目	平成24年度決算時	平成25年10月末現在
間	ゴルフ場利用税	0	0
接	軽油引取税	22, 288, 283	0
税	県たばこ税	0	0
	個人県民税	2, 155, 890, 167	1, 868, 508, 816
	法人県民税	28, 056, 572	15, 888, 235
直	個人事業税	52, 666, 368	41, 589, 357
接	法人事業税	47, 815, 045	30, 233, 212
税	不動産取得税	242, 410, 654	165, 631, 589
	自動車税	269, 500, 393	200, 125, 593
	鉱区税	77, 000	0
	合計	2, 818, 704, 482	2, 321, 976, 802

- 2) 免税軽油使用者証明手数料の収入証紙の消 印実績について、収入証紙消印実績簿に登載 されていないものがあった。
- 3) JR使用による出張において、往復同一区間でかつ片道601Km以上の乗車賃に対し、往復割引の適用をしていないものがあった。

- 1) 毎年度策定している「税収確保対策」に基づき、徴収率向上と滞納額縮減を目標に掲げ、職員一丸となって次のとおり取り組んでいる。
- ○課税段階の対策としては、円滑な納税を促進するために、電話や文書により課税内容の説明を行うとともに、コンビニ収納の利用拡大や夜間納税相談の実施など、納税環境の充実に努めている。また、未納者に対しては、督促状発付前に電話等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集して徴収部門と連携を図るなど、早期の対応を図っている。
- ○滞納者への対策としては、回数を増やして早期に文書催告を行うとともに、徹底した財産調査による差し押さえと迅速な換価、インターネット公売や不動産公売の実施など、滞納整理の一層の強化に努めている。特に、高額滞納者への捜索を積極的に実施し、滞納繰越額の更なる圧縮に取り組んでいる。
- ○県税の滞納額の約3/4を占める個人県民税については、市町村との共同文書催告をはじめ、県が引き継いで滞納処分を行う「地方税法第48条による直接徴収」を昨年度から本格的に導入し、徴収に努めている。併せて、市町村から職員の派遣を受け、当該職員が自らの市町村の引継ぎ案件を処理する仕組みを導入し、個人県民税の滞納整理促進を図っている。
- 2) 速やかに収入証紙消印実績簿に登載した。
- 3) 往復割引適用後の旅費を再計算し、該当職員から過払分の戻入処理を行った。

監査対象所属	総務部 消防学校
監査対象期間	平成24年8月~平成25年7月
監査実施日	平成25年10月22日、11月28日

監査の結果

講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項) 2件 (契約2)

- 1) 自動販売機の設置・運営を目的とする行政 財産貸付契約の予定価格調書に契約担当者 の認印がなかった。
- 2)燃料供給契約外3件は、単価契約であるが、 違約金条項の記載内容が単価契約のものと なっていなかった。
- 1)予定価格調書の作成の際は、契約担当者の 印漏れのないよう、調書の記載内容の見直し の徹底等、再発防止に万全を期する。
- 2) 単価契約の締結に当たっては、複数の職員 による契約書の内容確認の徹底等、再発防止 に万全を期する。なお、複写機使用契約につ

いては、平成25年11月1日より長期継続 契約を締結しており、当該契約の違約金条項 は適正な記載内容となっている。

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所(本所)	
監査対象期間	平成24年7月~平成25年6月	
監査実施日	平成25年9月19日、11月1日	
監査の結果		講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項) 4 件 (収入1、支出1、給与2)

1)歳入について、次のとおり収入未済があった。

[一般会計]

①父子福祉資金貸付金償還金

過年度分 5,480,798 円 平成 25 年度分 129,600 円

合計 先数 5 件 5,610,398 円 [特別会計]

①母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 85,356,065 円 平成 25 年度分 1,406,725 円

合計 先数 164 件 86,762,790 円

②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 802,945 円 平成 25 年度分 2,699 円

合計 先数 37 件 805,644 円

③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 11,019,834 円 平成 25 年度分 144,325 円

合計 先数 17件 11,164,159円

- ④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数 7 件 326,148 円
- ⑤母子福祉資金違約金 過年度分 先数 7 件 62,558 円
- ⑥母子福祉資金貸付金返納金 平成25年度分 先数1件 75,000円

1)収入未済について

長期未償還者や高額滞納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問 157 回 (うち夜間訪問 2 回)、電話 239 回、手紙 209 回、住所調査 3 回、来所 30 回の延べ 638 回滞納者や連帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じた、きめ細かな償還指導を行う。

[一般会計]

「特別会計〕

- ()内は指摘を受けた収入未済(平成25年9月13日現在)と平成26年2月28日現在との比較。以下同じ。
- ①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 5,474,798 円 (△6,000 円) 平成 25 年度分 129,600 円 (増減なし) 合計 5,604,398 円 (△6,000 円)
- ①母子福祉資金貸付金償還金[元金] 過年度分 82,175,582 円 (△3,180,483 円) 平成 25 年度分 1,337,522 円 (△69,203 円) 合計 83,513,104 円 (△3,249,686 円)
- ②母子福祉資金貸付金償還金[利子] 過年度分 708,967 円 (△93,978 円) 平成 25 年度分 2,150 円 (△549 円) 合計 711,117 円 (△94,527 円)
- ③寡婦福祉資金貸付金償還金[元金] 過年度分 10,524,481 円 (△495,353 円) 平成 25 年度分 90,000 円 (△54,325 円) 合計 10,614,481 円 (△549,678 円)
- ④寡婦福祉資金貸付金償還金[利子]過年度分 317,229 円 (△8,919 円)
- ⑤母子福祉資金違約金 過年度分 52,491 円 (△10,067 円)
- ⑥母子福祉資金貸付金返納金平成25年度分 15,000円(△60,000円)
- 2) 事務終了後5日内に資金前渡の精算を行う ことを改めて全職員に周知徹底するととも に、会計事務自己点検表を活用して適正な運

2)会議に要する経費として支出した前渡資金 について、財務規則第72条第2項に規定す る5日を超えて精算されていた。

- 3) 扶養手当の支給開始時期の認定に誤りがあ り、過払いとなっていた。
- 4) 非常勤嘱託医の報酬に係る源泉所得税につ いて、月額表で計算すべきところ日額表で計 算したため、過少徴収となっていた。
- 用を図る。
- 3) 平成25年10月給与で戻入を行った。今 後は事例集等を参考に、適正に処理する。
- 4) 所管税務署に確認したところ、本人が確定 申告で精算をするため、次回からの改善で良 いとの回答を得たので、次回支給分から改善

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所(峡北支所)	
監査対象期間	平成24年7月~平成25年6月	
監査実施日	平成25年9月13日、10月16日	
監査の結果		講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項) 2件 (支出 2)

- 1) 国民生活基礎調査に係る経費・調査員報償 費について、平成24年6月に調査を実施し ているにもかかわらず、支払は翌年4月と大 幅に遅延していた。
- 2) 結核患者管理検診・接触者等検診委託に要 する経費について、委託期間は平成25年4 月1日からであるが、支出負担行為伺いは4 月17日に起案されており、遅延していた。

- 講じた措置(又は今後の方針等)
- 1)課全体で年間スケジュールを共有し、進捗 状況を把握するとともに、予算令達と執行状 況を、事業進捗と合わせて管理することによ り、執行漏れのない事務処理に努める。

また、適切な進捗管理により、平成25年 度調査においては、適正な業務執行を行って いる。

2) 医療機関用と検査機関用で契約締結日の異 なる委託契約を、同一支出負担行為伺いで処 理したために生じた誤りであり、本来、それ ぞれの契約行為ごとに支出負担行為伺いを 起案すべきものであるので、平成26年度か らは別々の起案により処理する。

監査対象所属	福祉保健部 峡東保健福祉事務所	
監査対象期間	平成24年7月~平成25年6月	
監査実施日	平成25年9月25日、11月5日	
監査の結果		講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項) 2件 (収入1、契約1)

1)歳入について、次のとおり収入未済があっ た。

[一般会計]

- ①父子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 1 件 824,800 円 「特別会計〕
- ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 9,601,986 円 平成 25 年度分 352,675 円 合計 先数 26 件 9,954,661 円
- ②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数 2 件 181,648 円
- ③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 1,915,650 円 平成 25 年度分 53, 100 円 合計 先数 1件 1,968,750円

講じた措置(又は今後の方針等)

1) 母子・寡婦・父子福祉資金の収入未済につ いては、郵送、電話、訪問等により現況確認 を行い、今後の償還計画を作成し、現金又は 納付書により毎月償還するよう指導を行っ ている。所在不明の滞納者については、償還 指導継続のため、住民票の確認により転出先 の調査を実施している。

また、失業等により収入が無く、償還困難 なケースについては、ハローワーク等と連携 し、就労支援を行っている。

- ○収入未済の状況(H26.3.11 現在)
- [一般会計]
 - ①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分収納額 80,000 円 未収金 先数 1件 744,800 円

[特別会計]

- ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分収納額 847,855 円 平成 25 年度分収納額 18,428 円 未収金 先数 24 件 9,088,378 円
- ②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分収納額 0円 未収金 先数 2件 181,648円
- ③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分収納額 80,440 円 平成25 年度分収納額 0 円 未収金 先数 1 件 1,888,310 円
- 2)特別管理産業廃棄物処理(収集・運搬)委 託契約において、契約書に排出予定月数を加 えるとともに、違約金に関する条項に基本管 理料を違約金の算定対象に含めた変更契約 を行った。

2)特別管理産業廃棄物処理(収集・運搬)委 託契約において、廃棄物の排出実績のある月 には基本管理料を支払うこととされている が、契約書に排出予定月数が記載されていな かった。

また、契約書の違約金に関する条項において、基本管理料が違約金の算定対象に含まれていなかった。

監査対象所属	福祉保健部 峡南保健福祉事務所	
監査対象期間	平成24年7月~平成25年6月	
監査実施日	平成25年9月12日、10月18日	
監査の結果		講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項) 4件 (収入1、支出2、重点事項1)

1)歳入について、次のとおり収入未済があった。

[一般会計]

①生活保護費返還金 過年度分 22,315,276 円 平成 25 年度 分 327,530 円

合計 先数 26件 22,642,806円

1)指導事項に係る収入未済額については、次 の措置を講じており、引き続き収入未済額の 縮小に向け取組みを強化する。

[一般会計]

①生活保護費等返還金については、平成18年の出先機関の再編により他所から当事務所に引き継がれた債権が多い中、過年度分の債権から回収に努めている。回収可能な債権については分納等により毎月納付書を送付し回収に努めている。また、回収が困難な債権については、債務者の現状を把握するとともに、訪問調査などにより債務者の理解が得られるよう説明し、債権回収にあたっている。今年度中の回収状況は次のとおりである。

(H26.2月末日現在)

- · 過年度分未収金 先数 23 件 24,020,635 円 収納額 先数 5 件 85,000 円
- ②住宅手当緊急特別措置事業返還金について は、債務者の理解がなかなか得られないた め、回収が困難な状況である。

②住宅手当緊急特別措置事業返還金 過年度分 先数 1 件 16,200 円

「特別会計]

①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 4,413,448 円 平成 25 年度分 98,126 円

合計 先数 14 件 4,511,574 円

②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数 3 件 87,412 円

- 2)保健師現任教育研修会及び給食施設病態別 栄養業務研修会において、招聘した講師に支 給した報償費に対し、復興特別所得税の源泉 徴収をしていなかった。
- 3) HIV検査相談研修会の受講料について、 前渡資金精算書が作成されていなかった。

4) 平成24年度に発生した生活保護費返還金の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状が発付されていなかった。

[特別会計]

①母子福祉資金貸付金の収入未済については、 償還計画に基づく償還が困難となり分納し ている償還者に対しては面談による償還指 導を行い、また、納付が遅れた者に対しては、 面談により、債務の確認と分納額の見直しを 行ったうえで、「債務承認及び分納に係る覚 書き」を徴している。

新たな未収金を発生させない対策としては、 貸付の前に、借受人の償還時の収支の把握を 行なうなど、貸付の審査の強化も図ってい る

今年度中の回収状況は次のとおりである。 (H26.2月末日現在)

- ·過年度分未収金 先数 10 件 4,863,156 円 収納額 先数 1 件 254,755 円
- 2) 当件は、所内担当者が復興特別所得税の源 泉徴収について、認識がなかったことが原因 である。

平成25年度からは、事務所内に周知徹底 を図っており、適正な源泉徴収処理がされて いる。

3)担当者は、支出命令作成の際に精算行為が必要と認識していたが(支出命令書の支出区分に「資金前渡(精算あり)」と指定)、研修受講後、担当業務を遂行する中で精算行為を怠ってしまった。

今後は、財務規則の周知のみならず、財務会計システムの未精算帳票の確認等で精算行為の漏れが発生しないよう徹底を図っている。

4) 今後は「山梨県債権回収及び処理マニュアル」等に基づき、督促の処理を行う。

監査対象所属	福祉保健部 富士·東部保健福祉事務所	
監査対象期間	平成24年7月~平成25年6月	
監査実施日	平成25年9月27日、10月24日	

監査の結果

講じた措置(又は今後の方針等)

(指摘事項) 1件 (その他1)

1)収入に関する事務や支出に関する事務等、 財務に関する事務について不適切な事務処 理が多数あった。

指導事項に該当するもの 10件 (収入 2、支出2、給与2、物品2、財産1、重点 事項1) 1) 法令遵守を所内に徹底するとともに、指導を受けた事項について、講じた措置を迅速かつ適切に実施する。

①歳入について、次のとおり収入未済があった。

[一般会計]

- ア 父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 2件 601,300円
- イ 生活保護費返還金 過年度分 先数 4件 3,194,132円 「特別会計」
 - ア 母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 20,577,156円 平成25年度分 571,514円 合計 先数 32件 21,148,670円
 - イ 母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 345,558円 平成25年度分 283円 合計 先数 10件 345,841円
 - ウ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 7件 3,367,768円
 - 工 寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 6件 173,009円
- ②平成24年度に発生した生活保護費返還金の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状が発付されていなかった。
- ③行政財産使用に伴う光熱水費の調定が遅 延していた。
- ④平成25年度分の行政財産使用許可による自動販売機設置の使用料を家屋貸付料(自動販売機)で収入していた。また、平成24年度分については、行政財産使用料で収入していたものを家屋貸付料(自動販売機)に科目更正していた。
- ⑤給与の支給が遅延していた。
- ⑥再任用職員の社会保険料控除について、4 月当初人事給与システムへの入力がなされなかったため、4月及び5月分が雑部金への控除が行われず、この本人負担分を現金で納付していた。
- ⑦公用車用燃料に係る契約は単価契約であるが、違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかった。
- ⑧購入した郵便切手について、財務規則第2 43条に規定する郵便切手類受払簿に記載のないものがあった。
- ⑨公共料金等の支払に係る自動口座振替に おいて、支出命令書に記載の支出目的と相 違した支出が行なわれるなど、次のとおり

①母子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金、 父子福祉資金貸付金については、文書や訪問 による償還指導、連帯保証人や連帯借受人へ の協力依頼を続けるとともに、「山梨県債権 回収処理マニュアル」に沿って、債務承認書 の徴収や一部債務の納付による消滅時効の 中断措置、個々の状況に応じた分割納付の採 用等により、今後も収入未済金の回収に努め る。

生活保護返還金も、同様な措置を講じ、今後も継続して、収入未済金の回収に努めていく。なお、回収不能債権(平成25年12月18日時効到来債権37,300円)については、不納欠損処理を行った。

- ②担当職員及び担当内で督促状の発付規定について、再度確認した。また、進行管理を、組織的に管理(担当リーダーが財務の未収金一覧を確認)する体制に改めた。
- ③担当内の調定業務をスケジュール化し、進行 管理を徹底する。
- ④指導を受け、直ちに、適正な収入科目に更正 した。
- ⑤年度中途の新規採用職員に係る給与であったことから、新規採用職員に係る給与関係事務をマニュアル化し、進行管理を徹底する。
- ⑥年度当初のシステム入力を遅滞なく行うよう、年度初めの給与関係事務をリスト化し、 適正な進行管理を行う。
- ⑦指導後、直ちに、違約金条項の条文を訂正した契約書により25年度上期の変更契約及び25年度下期の契約を締結した。
- ⑧指導後、直ちに、郵便切手類受払簿を適正な 数量に訂正した。
- ⑨定例的に支払わなければならない公共料金 等に係る支出は、進行管理表を作成・管理す ることとし、通常に比べて、請求書の到達が

不適切な事務処理があった。

同一日に口座振替される電気料金のうち、 水位観測局の電気料金の支払を目的とし た前渡資金が支払手続きの遅れにより、振 替日までに口座に入金されていなかった。 このため、振替日において、庁舎電気料金 支払を目的として口座に入金した前渡資 金から水位観測局電気料金が口座振替さ れた。この結果、庁舎電気料金として口座 に入金した前渡資金で水位観測局電気料 金の支払が行なわれていた。

また、庁舎電気料金については、残高不 足となり口座振替が行なわれなかった。

このため、振替不能となった庁舎電気料 金の支払にあたり、水位観測局電気料金支 払を目的としてあらためて口座に入金し た前渡資金と口座に残っていた庁舎電気 料金支払を目的とした前渡資金とを口座 から引き出し、あわせて現金により庁舎電 気料金の支払を行なっていた。この結果、 水位観測局電気料金を目的として口座に 入金された前渡資金で庁舎電気料金(一 部)の支払が行なわれていた。

⑩安全運転管理者の届出に要する経費につ いて、資金前渡の手続きの遅れにより、公 費で支出すべきところ、私費で支払してい た。

遅延している場合には、公共料金事業者に確 認をし、FAX等で請求書を送付してもらうな ど、振替日を徒過しないよう努める。

⑩他事務所の安全運転管理者に係る経費であ ったことから、富士吉田合同庁舎内の事務所 間の連携を密にする。

監査対象所属	福祉保健部 甲陽学園	
監査対象期間	平成24年10月~平成25年9月	
監査実施日	平成25年12月3日、平成26年1月29日	
監査の結果		講じた措置(又は今後の方針等)

(指摘事項) 1件 (その他1)

1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、 財務に関する事務について不適切な事務処 理が多数あった。

指導事項に該当するもの 6件 (収入1、 支出1、給与2、物品1、契約1)

①歳入について、次のとおり収入未済があっ た。

児童福祉施設費負担金 過年度分 361,065円 平成25年度分 214,890円 合計 先数 9件 575,955円

②資金前渡で支出した研修負担金について、 精算が遅延しているものがあった。

また、資金前渡で購入した自動車用燃料 について、財務規則第149条に基づく物

- 1) 法令遵守を所内に徹底するとともに、指導 を受けた事項について、講じた措置を迅速か つ適切に実施する。
 - ①催告を実施した結果、2先107,657円が納 入された。引続き催告、訪問を行い未収金 の解消に努める。
 - ②資金前渡の取扱に関して、財務規則に則っ た事務処理が行われるよう、改めて所属内 で周知・徹底した。

品購入報告書が作成されていなかった。

- ③四輪自動車を使用する者の通勤手当の認定において、通勤距離を「一般に利用しうる最短の経路の長さ」でないものに誤って認定し、通勤手当が過払いとなっているものがあった。
- ④労働保険料年度更新において、保険料・一般拠出金算定基礎額に誤りがあり、過少申告となっていた。
- ⑤平成24年度の賃借物品であるガス漏れ 警報器について、財務規則第168条に定 める占有物品受入調書及び占有物品払出 調書が作成されていなかった。

また、平成25年度の同賃借物品について、占有物品受入調書の分類番号・名称に 誤りがあった。

⑥ゴミ処理業務委託契約は、単価契約である が、違約金条項の記載内容が単価契約のも のとなっていなかった。

- ③該当者については、直ちに過払分をれい入 した。今後は、届出に際し地図ソフトによ る検索結果の添付も励行した。
- ④監査後直ちに再申告を行い不足金を納入 した。今後、複数職員によるチェックが確 保されるよう事務処理を改めた。
- ⑤財務規則に則り適切に実施するため、担当間で常に現況把握できるよう必要書類の適切な管理、引継体制とした。
- ⑥契約の変更手続きを行い違約金条項について単価契約のものとした。また所属の契約事務について複数の職員間で共有する体制とした。

監査対象所属	福祉保健部 こころの発達総合支援センター	
監査対象期間	平成24年10月~平成25年	年9月
監査実施日	平成25年12月4日、平成	26年1月15日
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
	察代) において、財務規則第 5期限までに払込みがなされ	1)年度当初に、つり銭の留置について、方法・ 期日等を、関係職員(現金収納員・医療事務 担当者)間で確認し再発を防止する。 また、日々の収入状況について、医療事務 担当者と現金収納員相互で、ダブルチェック を徹底する。

福祉保健部 あけぼの医療福祉センター

監査対象期間	平成24年10月~平成25年9月	
監査実施日	平成25年12月10日、平成26年1月15日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 5件	: (収入1、給与1、財産1、	
契約2)		
1)歳入について、次のとおり収入未済があっ		1) 未収金対策として、債務者への家庭訪問・
た。		所内での面接・電話での督促・協議、債権管
①児童福祉施設費負担金		理台帳の整備、分割納付誓約書の徴収、措置
過年度分 7,941,525円		費負担金の不納欠損処理、関係各機関等との
平成 25 年度分 155, 324 円		調整・協議を行っている。
合計 先数 18件 8,096,849円		平成26年3月10日現在の収入未済額
②あけぼの医療福祉センター使用料		(納付期限が経過している債権)は次のとお
過年度分 2,949,857円		ŋ

監查対象所属

平成 25 年度分 896, 835 円 合計 先数 41 件 3,846,692 円

2) 住居手当について、家賃の額の改定に伴う 住居届の提出がされておらず、8月の手当確 認作業の際も提出指導がなされていなかっ た。

- 3)公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが10件あった。
- 4)空調自動制御装置の保守点検委託契約において、契約保証金を免除していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。
- 5) 契約書に貼付すべき収入印紙について、昨年度において注意事項とされていたが改善されておらず、金額が不足しているもの(1件)及び貼付がないもの(6件)、貼付が不要なもの(4件)があった。

- ①児童福祉施設費負担金 過年度分 1,969,253円 平成25年度分 204,724円 合計 先数8件 2,173,977円
- ②あけぼの医療福祉センター使用料 過年度分 2,586,103 円 平成25 年度分 788,888 円 合計 先数34 件 3,374,991 円 今後の対策として、必要に応じて家庭訪 問を実施する。分割納付協議に応じた債務 者の納付状況を定期的に確認し、適切な債 権管理を行う。交渉が困難な長期債務者に ついては市町村等の関係機関との連携を 強化し、協議していく。
- 2) 平成24年11月に賃貸借更新契約をした 時点で、家賃が52,000円から56,800円に増 額されていた。当該者から平成25年12月 に届出がなされ、受理・認定を行い、翌1月 から更新された家賃額に基づき手当を支給 している。

諸手当の届出内容が変更になった際には、 速やかに届出をするよう職員に周知すると ともに、届出内容を把握し再発防止に努め る。

- 3) 公有財産台帳の見直し作業を進めており、 指導のあった案件については公有財産移動 報告書を提出済みである。
- 4) 自動制御装置保守点検委託契約書について 平成26年4月1日の契約更新の際、違約金 条項を追加した。
- 5) 貼付の必要な契約書の再確認を行い、必要 な契約書には収入印紙を貼付済みである。

監査対象所属	福祉保健部 育精福祉センター	
監査対象期間	平成24年10月~平成25年	年9月
監査実施日	平成25年12月5日、平成	26年2月3日
監査の結果 講じた措置(又は今後の方針等)		
(指導事項) 3 位	上 (収入1. 給与1. 重点事	

(**指導事項)** 3 件 (収入 1 、給与 1 、重点事項 1)

- 1)歳入について、次のとおり収入未済があった。
 - ①児童福祉施設費負担金 過年度分 389,010円 平成25年度分 181,110円 合計 先数 12件 570,120円

1) 平成26年3月24日付けで、時効により消滅した債権の不納欠損処分を行った。

先数6件 14,850円

また、督促状とは別に、家庭状況に配慮しながら個別に電話連絡、自宅訪問、催告文書の送付等を行なっており、未済額の減額に努

- ②育精福祉センター使用料 過年度分 438,700円 平成25年度分 9,200円 合計 先数 3件 447,900円
- ③雑入

過年度分 12,937円 平成25年度分 37,838 円 合計 先数 2件 50,775円

- 2) 住居手当について、支給要件喪失に伴う住居届が提出されていなかった。(要件喪失後の手当は、人事給与システムにより支給が停止されていた。)
- 3) 児童福祉施設措置費児童保護者負担金及び 児童福祉施設使用料の収入未済について、 「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関 する規則」に基づく督促状の発付が、遅延し ているものがあった。

めている。

この結果、上記未済の内、平成26年3月 末現在収入未済は

- ①児童福祉施設費負担金 過年度分374,160円 平成25年度分176,610円 合計 先数11件 550,770円 (19,350円の減)
- ②育精福祉センター使用料 過年度分 先数2件 408,700円 (39,200円の減)
- ③雑入過年度分 先数1件 12,937円 (37,838円の減)

となり、わずかずつではあるが状況は改善している。

- 2) 住居届を提出させ、認定した。 今後、このようなことのないように住居手 当に関する書類を整理した。
- 3)「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づき、納期限後20日以内に督促状を発付するよう、月に1度、財務会計システムの未収入一覧表を打出し、未収入債権の納期限を確認するよう事務を改めた。

監査対象所属	福祉保健部 富士ふれあいセンター	
監査対象期間	平成24年10月~平成25年	年9月
監査実施日	平成25年12月11日、平月	成26年1月17日
監査の結果 講じた		講じた措置 (又は今後の方針等)
	井 (給与1) 系る通勤手当の支給開始時期の あり、過払いとなっていた。	1) 過払いの通勤手当については、れい入措置を行い、平成25年12月19日収入済みとなっている。 当事案の原因は手当支給に当たって、根拠規定の確認を怠ったことによるものであるため、今後は通勤手当にかかわらず、手当支給に当たっては根拠規定の確認によるチェックを厳守する。

監査対象所属	森林環境部 環境科学研究所	
監査対象期間	平成24年8月~平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月4日、12月24日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (物品1、契約1)		
1) 転倒マス型雨量計の購入において、納品さ		1)物品要求書の作成において、錯誤により、
れた製品の型番が物品要求書及び請書に記		納品されたものと異なった型番としてしま

載された製品の型番と異なっていた。

2) ガソリンの購入に係る契約は、単価契約で あるが、違約金条項の記載内容が単価契約の ものとなっていなかった。

することになっているが、規定していなかっ

った。今後このようなことがないよう、適正 な執行を行う。

2) 契約の変更手続きを行い違約金条項について単価契約のものとした。

今後このようなことがないよう、一層留意 して契約業務を行う。

ては、使用料の改定についての規定を追加

し、変更指令を行った。

監査対象所属	森林環境部 森林総合研究所	
監査対象期間	平成24年8月~平成25年	7月
監査実施日	平成25年10月4日、11月6日	
監査の結果		講じた措置(又は今後の方針等)
令書において、 異なる目的が言 また、許可其	なに係る行政財産使用許可の指 使用目的に申請・許可内容と 己載されていた。 明間が1年を超えている場合に	1)送電用鉄塔敷に係る行政財産使用許可の指令書について、使用目的を修正し、再度使用者に送付した。記載誤りのある指令書については、回収した。
は、許可指令書に使用料の改定について規定		許可期間が1年を超えている場合につい

監査対象所属	産業労働部 山梨県工業技術センター (ワインセンター)	
監査対象期間	平成24年8月~平成25年	7月
監査実施日	平成25年10月22日、11月28日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
監査の結果 (指導事項) 1件 (財産1) 1)特許権の増減または移動について、公有財産事務取扱規則第50条第1項に定める移動報告がなされていないものがあった。また、公有財産の使用許可について、同条第2項に定める移動報告がなされていない		1) 監査での指摘を受け、所管課への移動報告 を行った。今後は、担当者間の確認をしっか り行い、事務処理に遺漏がないよう努める。
ものがあった。		

監査対象所属	産業労働部 宝石美術専門学校	
監査対象期間	平成24年8月~平成25年	7月
監査実施日	平成25年10月29日、1:	2月20日
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 4 🖞	牛 (物品2、契約1、重点事	
項1)		
1) 資金前渡で購入した自動車用燃料につい		1)物品購入報告書の作成を行った。
て、財務規則第149条に定める物品購入報		今後は、財務規則に基づく適正な事務処理
告書が作成されていなかった。		に努める。
2) 賃借物品である無線LAN機器等につい		2)無線 LAN 機器等について、占有物品受入調
て、財務規則第168条に定める占有物品受		書の作成を行った。また、自動製版印刷機に
入調書が作成されていなかった。		ついて、占有物品払出調書及び占有物品受入
また、自動製版印刷機について、同条に定		調書の作成を行った。
める占有物品払出調書及び占有物品受入調		今後は、財務規則に基づく適正な事務処理

書が作成されていなかった。

- 3) 授業の委託契約(6件)は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。また、同契約書第10条第3項に誤りがあった。
- 4) 平成25年度前期授業料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状の発付が行われていなかった。

に努める。

3)予備監査実施後に契約を締結した授業の委 託契約について、違約金条項の記載内容を単 価契約のものとし、該当条項の記載を改め た。

今後は契約に関する事務の適正な執行に 努める。

4) 平成25年度後期授業料について、納期限後20日を経過して収入未済となった案件については、督促状を発付して督促を行い全て収入となった。

今後は、債権管理について適切な事務処理 に努める。

監査対象所属	産業労働部 産業技術短期大学	校
監査対象期間	平成24年8月~平成25年	7月
監査実施日	平成25年10月29日、1	2月18日
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
た。	‡ (収入1) こ、次のとおり収入未済があっ 度分 先数 5件 1,347,950円	1) 訪問や催告書の送付などにより、平成25 年4月から平成26年3月の間に304,700円 を回収し、平成25年度末の収入未済額は、 次のとおりである。 授業料 過年度分 先数 3件 1,053,250円 今後も定期的な訪問や文書による催告を
		行い、未収金の回収に努める。

監査対象所属	産業労働部 峡南高等技術専門校	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年	10月
監査実施日	平成26年1月17日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1)		
1) L P ガスの供給に係る契約書において、契 約保証金を免除していたが、契約書に違約金		1) 指導を受けた後、速やかに違約金条項を定めた変更契約を締結した。
条項が設けられていなかった。		今後は、契約締結時に各条項の漏れがない よう確認を徹底する。

監査対象所属	観光部 大阪事務所	
監査対象期間	平成24年11月~平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月11日、11月11日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1 년	‡ (給与1)	
1) 労働保険料に	こついて、雑入への振替が遅延	1)雑部金に係る事務処理について財務規則の
しており、年度を超えて振替が行われてい		規定を再確認し、今後の事務処理について適
た。		正執行を徹底する。

監査対象所属	農政部 水産技術センター (忍野支所)	
監査対象期間	平成24年8月~平成25年	7月
監査実施日	平成25年10月15日、1	1月12日
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1 作 1) 取得用地にオ 過年度分 5:	き登記のものがあった。	1) 未登記5筆のうち、3筆は買収当時(昭和 47年前後) 相続絡みで未登記になっていた ものであり、以後も多くの相続人が死亡して おり権利関係が錯綜している。 残り2筆は民間会社の所有であるが、経営 状態の影響のためか連絡が取れない状態で ある。 買収から40年余り経過して状況の把握
		が非常に困難であるが、未登記の解消に向け、権利関係者の調査等を継続して実施する。

監査対象所属	農政部 総合農業技術センター (病害虫防除所)	
監査対象期間	平成24年8月~平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月17日、11月19日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (財産1)		
1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則		1) 予備監査での指導を受け、所管課に借受財
第54条第2項に定める移動報告がなされ		産移動報告書を提出した。今回の事務処理ミ
ていないものがあった。		スの原因は、規則の理解不足によるものであ
		り、総務課職員全員で再確認を行った。

監査対象所属	農政部 果樹試験場	
監査対象期間	平成24年8月~平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月18日、11月15日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1) 1)清掃業務委託及び排水中和施設維持管理委 託契約は、年間の契約額が定められた契約で あるが、違約金条項の記載内容が単価契約の ものとなっていた。		1) 今後、さらにチェックを強化し、遺漏のないよう事務処理を行う。

監査対象所属	農政部 酪農試験場	
監査対象期間	平成24年8月~平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月18日、11月25日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指摘事項) 1件 (給与1)		
1)四輪自動車を使用する者の通勤手当につい		1)3名の通勤距離を実測し、正しい距離で訂
て、通勤距離を誤って認定し、通勤手当が過		正した。また、通勤手当の過払い分は各人が
払いとなっているものがあった。(合計 3件		れい入した。
170,894円)		今後は、通勤手当の認定において、確認事

(指導事項) 1件 (財産1)

1) 行政財産目的外使用許可について、使用期間の更新及び許可事項の変更を行っているにもかかわらず、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていなかった。

務の改善を行うとともに、併せて職員への制度の周知を徹底する。

1) 幹事課を経由して移動報告書を提出した。 今後は、公有財産事務取扱規則に従って適 切に移動報告を行う。

監査対象所属	農政部 専門学校農業大学校	
監査対象期間	平成24年8月~平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月16日、1	1月25日
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 2 년	‡ (収入1、財産1)	
1) 現金収納(生	上産物売払収入)において、財	1) 現金で収納した生産物売払収入について
務規則第45	条に定める期限までに払込み	は、販売の翌日に金融機関へ入金ができるよ
がされていないものがあった。 (35,850円)		う、直売当日若しくは翌日朝までの販売実績
		提出を担当者に徹底したため、銀行への払込
		み遅延は解消している。
2) 借受財産について、公有財産事務取扱規則		2) 借受の継続が報告漏れとなっていた借受財
第54条第2項に定める移動報告がなされ		産については、他の報告と併せ移動報告書を
ていないものがあった。		提出した。
		今後は、公有財産事務取扱規則に従って適
		切に移動報告を行う。

野木製魚部 良	间 1. 軟件型 农场化 军租车法	:
監査対象所属	県土整備部 新環状・西関東道路建設事務所	
監査対象期間	平成24年8月~平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月1~2日、	1 1月26日
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 3 件	卡 (支出1、給与2)	
1) 印鑑届送付簿	『について、財務規則第66条	1) 印鑑届送付簿については、財務規則第66
に定める様式に	に準じて作成されておらず、指	条に定める様式に準じて作成した。
定金融機関の受	を領印がなかった。	今後は、財務規則、各通知等に則って適切
		な事務処理を行う。
2) 住居手当の支給開始時期の認定に誤りがあ		2) 住居手当については、過払い金額を11月
り、過払いとなっていた。		給与にて精算した。
		今後は、給与に関する諸規定、各通知等に
		則って適切な事務処理を行う。
3) 職員の用地交渉手当について、誤って宿日		3) 用地交渉手当と宿日直手当との誤支給につ
直手当を支給していたため過払いとなって		いては、過払い金額を11月給与にて精算し
いた。		た。
		今後は、給与に関する諸規定、各通知等に
		則って適切な事務処理を行う。

監査対象所属	県土整備部 広瀬・琴川ダム管理事務所	
監査対象期間	平成24年8月~平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月10日、11月5日	

監査の結果

講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項) 2件 (契約1、工事1)

- 1) 広瀬ダム公園管理業務委託契約において、 相手方との協議のうえ、特記仕様書に定める 藤棚消毒作業の作業回数を2回から1回に 変更し、他の業務に振り替えていたが、変更 に係る打ち合わせ協議簿が作成されておら ず、変更契約も行われていなかった。
- 2) 琴川ダム貯水池周辺他緊急維持修繕委託 (その2) の特記仕様書では委託業務の内容 を「緊急的な維持修繕」と定めているが、当 該業務委託の中で、緊急的な維持修繕とは考 えられないダム案内看板を新たに設置する 工事を行っていた。
- 1) 今後同様な事案で、特記仕様書の内容に変 更が生じた場合は、協議簿を作成し適切に変 更契約を締結する。
- 2) 今後は、委託業務の内容を精査し、適正な処理を行う。

監査対象所属	県土整備部 荒川ダム管理事務所	
監査対象期間	平成24年8月~平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月11日、1	1月12日
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
監査の結果 (指導事項) 1件 (工事1) 1) 荒川ダムゲート操作制御設備(機側操作盤) 更新工事の変更契約について、変更契約は、 概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超えない時期までにすることと「建設工事の設計 及び契約変更事務処理要領」に規定されているが、その時期を過ぎて変更契約を締結していた。		1)監査結果を踏まえ、「建設工事の設計及び 契約変更事務処理要領」が一部改正された。 今後は、この要領に基づき適正に執行す る。

監査対象所属 県土整備部 大門・塩川ダム管	県土整備部 大門・塩川ダム管理事務所	
監査対象期間 平成24年8月~平成25年	平成24年8月~平成25年7月	
監査実施日 平成25年10月11日、1	平成25年10月11日、11月19日	
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)	
(指導事項) 1件 (契約1) 1)「大門ダム管理事務所及び公園等管理業務 委託契約」及び「塩川ダム管理区域内除草及 び清掃等業務委託契約」は単価契約である が、違約金条項の記載内容が単価契約のもの となっていなかった。	1) 今後は、違約金条項を単価契約のものに改める。	

監査対象所属	県土整備部 深城ダム管理事務所	
監査対象期間	平成24年8月~平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月11日、12月18日	
監査の結果		講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1)		
1) 葛野川ダムデータ伝送装置の維持管理に関		1) 今後は、葛野川ダムデータ伝送装置の維持
する委託契約書において、契約保証金を免除		管理に関する委託契約書に、違約金の条項を

していたが、契約書に違約金条項が設けられていなかった。

設け、委託契約を締結する。

監査対象所属	県土整備部 流域下水道事務所	
監査対象期間	平成24年8月~平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月15~16日、11月26日	
B オッカ		

監査の結果

講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項) 2件 (財産1、工事1)

- 1)公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものがあった。
- 2) 富士北麓流域下水道富士北麓浄化センター 場内整備工事の変更契約について、変更契約 は、概ね出来高部分が請負代金額の範囲を超 えない時期までにすることと「建設工事の設 計及び契約変更事務処理要領」に規定されて いるが、その時期を過ぎて変更契約を締結し ていた。
- 1) すべての使用許可について、公有財産台帳 と照合・確認の上、未報告のものについては 移動報告書を提出した。今後は、関係規定を 遵守し、適正な事務処理を行う。
- 2) 監査結果を踏まえ、「建設工事の設計及び 契約変更事務処理要領」が一部改正された。 今後は、この要領に基づき適正に執行す る。

監査対象所属	峡東教育事務所
監査対象期間	平成24年11月~平成25年8月
監査実施日	平成25年11月1日、12月20日

監査の結果

講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項) 4件 (収入1、給与2、物品1)

- 1) 期間採用教職員に係る社会保険料の調定が遅延していた。
- 2) 夫婦共同扶養に係る扶養親族届において、 共同扶養者の連名で提出すべき申出書が、扶 養親族届を提出した者のみの名前で提出さ れていた。
- 3) 笛川中学校において、職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。(合計 31,066円)また、給与が口座に滞留することにより、利息が発生していたが、当該利息の調定も遅延していた。
- 4) 心肺蘇生講習会用ダミー人形15体について、学校等に貸出しを行っているが、平成24年7月から平成25年3月までの間、物品貸付調書及び返却調書が作成されていなかった。

- 1) 平成24年度中の社会保険料の調定で遅延 しているものがあったが、いずれも24年度 中に調定を行った。今後は調定に係る事務が 整い次第、速やかに調定を行う。
- 2) 共同扶養者の両名の氏名を記載することにより、速やかに申出書の訂正を行った。
- 3) 今後このようなことがないよう管内の各小中学校長あてに通知し、給与資金前渡口座の 適正な取扱を徹底した。
- 4) 平成25年4月以降、物品貸付調書及び返 却調書について貸出の都度適切に作成して いる。今後とも複数体制で確認することによ り遅滞なく調書を作成する。

監査対象所属	峡南教育事務所
監査対象期間	平成24年9月~平成25年10月

監査実施日	平成26年1月17日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1 位	牛 (給与1)	
1) 富士川町立墳	曽穂西小学校において、職員の	1) 管内小中学校に、給与資金前渡口座の適正
現金支給に係ん	る給与が給与資金前渡職員口	な取扱いを通知した。今後は、各学校に送付
座に滞留し、現金支給が遅延していた。		済みであるチェック表の活用の依頼や、研修
(10, 200円)		会等を通じて注意喚起することにより、給与
		資金前渡口座の適正な取扱いを図る。

監査対象所属	富士・東部教育事務所	
監査対象期間	平成24年11月~平成25年	年8月
監査実施日	平成25年11月5日、平成	26年1月9日
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1 件	牛 (給与1)	
1) 下記の管内4小中学校において、職員の現金支給に係る給与が各学校の給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していたものがあった。(4校合計 347,962円) 富士		1)該当小中学校に遅延の経緯及び今後の改善策を確認し、徹底を依頼するとともに、管内小中学校に対して、会議の場で注意を喚起した。
吉田市立富士見台中学校、大月市立猿橋中学		今後も、「誤りが起きやすい年度始めに、
校、都留市立谷村第一小学校、山中湖村立東 小学校		改めて各小中学校に対応を周知徹底する」等 事務処理ミス防止に努める。

監査対象所属	総合教育センター	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年	8月
監査実施日	平成25年11月12日、平成26年1月17日	
監査の結果 講じた措置(又は今後の方針等)		講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1 件 (給与1)		
1) JR使用による出張において、往復同一区		1)往復割引を適用しなかった乗車賃について
間でかつ片道601km以上の乗車賃に対し、		れい入処理を行い、納入済みとなった。
往復割引の適用をしていなかった。		今後は経路等の確認を徹底して行う。

監査対象所属	図書館	
監査対象期間	平成24年10月~平成25	5年9月
監査実施日	平成25年12月3日、平成	² 26年1月10日
Ē	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1 件	(物品1)	
1)図書等の管理は	こおいて不明・未返却資料が	1) 図書等の管理においては、以下のとおり措
次のとおり認められ	れた。	置を講じた。
①不明資料		①不明資料
平成22年度 271点		・BDSゲート(不正持ち出し防止装置)を設
平成23年度 90点 平成24年度 382点		置し不正持ち出しの防止を図っている。
平成25年度 278点 合計1,021点		・館内に防犯カメラを設置し、作動中である
		ことを表示している。
		・職員による書架エリアの巡視の強化や協力
		員による館内外の巡視により、資料の不法
		な持ち出し行為を抑制している。

②未返却資料

平成22年度 21点(21点) 平成23年度 13点(14点) 平成24年度 97点(2,853点) 平成25年度 3,791点(207点)

合計 3,922点

※() 内は、昨年度予備監査日時点の未返却資料。平成25年度() 内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの(予備監査日時点で3回目の月末督促の対象になったもの)。

- ・紛失の多い雑誌の最新号はカウンター内で 管理し、閲覧希望があった際に職員が手渡 している。
- 利用案内や広報活動などを通じて啓発活動を行い利用マナーの向上を図っている。

②未返却資料

- ・利用者登録の際、返却期限の厳守をお願いしている。
- ・貸出の際、返却日を明記した貸出票を出力し、返却期限の厳守をお願いしている。
- ・返却期限が過ぎても返却されない場合は、 各月末にはがきで、年度末にははがきや電 話でまとめて督促し、予約がある資料等に ついては随時督促を行って回収に努めて いる。
- ・督促によっても資料を返却しないときは、 「山梨県立図書館運営規則」に基づき、貸 出の許可を与えない措置をとり、再発防止 を図っている。

監査対象所属	美術館	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年	三8月
監査実施日	平成25年11月14日、平成26年2月4日	
!	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
監査の結果 (指導事項) 1 件 (支出1) 1) 印刷物に掲載するための作品写真撮影料を 支払う際、所得税の源泉徴収をしていなかっ た。		1)源泉徴収の対象についての理解が不足していた。 今後、このようなことがないように、所得税の源泉徴収についての取扱いを周知徹底し、事前に確認したうえで適正に処理を行う。

監査対象所属	考古博物館(埋蔵文化財センター)
監査対象期間	平成24年10月~平成25年9月
監査実施日 平成25年12月11日、平成26年1月23日	

監査の結果

講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項) 3件 (給与1、契約2)

- 1) 企画展に係る業務の旅費において、宿泊に要する経費として室料相当分及び朝食代相当分を支給していたが、夕食代に相当する経費が不算定であり、支給不足となっていた。
- 2) 岩窪収蔵庫の廃棄物等処理業務委託(廃棄物の種類に応じた複数単価契約)において、産業廃棄物及び家電リサイクル法の対象となる家電製品の収集・運搬等を行っているが、テレビ及び冷蔵庫については、契約書に記載がなかった。また、テレビについては支
- 1)支給不足分となっていた夕食分の旅費を追加支給した。今後は旅費の実費支給時に領収書の確認を徹底する。
- 2) 本来であれば契約書及び支出負担行為伺い に記載しておくべき内容であり、今後は起案 時の契約書案及び支出負担行為伺いの内容 確認を徹底する。

出負担行為伺いにも記載がなかった。

- 3) LPガス供給契約は、単価契約であるが、 違約金条項の記載内容が単価契約のものと なっていなかった。
- 3) 単価契約の内容に沿った違約金条項に変更 する契約書を取り交わした。今後は起案時の 契約書案の内容確認を徹底する。

監査対象所属	文学館	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年8月	
監査実施日	至実施日 平成25年11月14日、12月25日	
監査の結果 講じた措置(又は今後の方針等)		講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項) 4件 (収入2、財産1、重点事項1)

- 1)都市公園占用料について調定が遅延しているものがあった。1件3,220円
- 2) 指定管理者が承認した講堂の使用について、使用者が使用日までに使用料を納入しなかったにもかかわらず講堂を使用させていた。その結果、当該使用料が次のとおり収入未済となっていた。

文学館講堂使用料

平成24年度分 1件 13,600円

また、使用承認を受けた者が納期までに使 用料を納入しなかった場合の使用承認の取 扱について、指定管理者と取り決めがなされ ていなかった。

- 3) 芸術の森公園に係る都市公園の占用許可 (バス停留所標識) について、許可の更新手 続きがされていないものがあった。
- 4) 平成24年度に発生した講堂使用料に係る 収入未済1件1先13,600円について、「山 梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める 延滞債権管理簿が作成されておらず、「山梨 県税外収入の督促及び延滞処分に関する規 則」に基づく督促状も発付されていなかっ た。

- 1) 今後は、年度当初に調定するもののリスト を作成し、調定もれがないよう速やかに調定 処理を行う。
- 2) 平成24年度の収入未済1件については、電話や訪問等を繰り返し行った結果、平成25年10月25日に納入され、現在は収入未済はない。通常は施設利用の前に納入状況を財務システムで確認し、未納の場合には、相手方と連絡を取り、指定管理者に情報提供のうえ、利用当日の現金払いにするなどの対応を取っているが、年度当初の時期で、人事異動により担当者が替わり、上手く引継ぎがきていなかった。今後は、収入未済が発生しないよう、事前の納入状況の確認、指定管理者との連絡調整を適正に行うことを徹底することとし、指定管理者との会議において未納の場合の対応を両者で確認・共有した。

また引継ぎ内容を個々の職員だけでなく、 担当全体で共有するなどして、引継ぎに漏れ がないよう努めていく。

- 3) 早急に許可更新手続きを行った。今後は、 占用許可のリストを作成し、手続き漏れがな いよう適正に管理を行う。
- 4)延滞先との交渉内容や対応方法等については記録を残し、副館長まで総務課職員間で情報を共有していたが、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」に定める様式に準じた延滞債権管理簿を作成していなかった。施設使用料については、事前の納入状況の確認、指定管理者との連絡調整を適正に行うことにより、基本的には収入未済は発生しないものと思われるが、今後、収入未済が発生した場合には、同マニュアルに定める延滞債権管理簿を作成し、適切に管理を行うとともに、納期限後20日以内に速やかに督促状を送付する。

監査対象所属	北杜高等学校		
監査対象期間	平成24年9月~平成25年9月		
監査実施日	平成25年12月13日		
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)	
(指導事項) 1件 (契約1) 1)日直代行業務委託は、単価契約であるが、 違約金条項の記載内容が単価契約のものと なっていなかった。		1) 日直代行業務委託について、違約金条項の 記載内容を変更する契約を締結した。	

監査対象所属	韮崎工業高等学校	
監査対象期間	平成24年11月~平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月31日、11月11日、12月26日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)

(指摘事項) 4件 (給与1、物品1、財産1、 契約1)

1) 平成25年1月に実施した昨年度の定例監査において、平成24年4月甲府市内に自宅 (持ち家) のある職員が東京都内の借家に転居し、自動車と鉄道を利用して通勤する旨の届出が提出された際、届出に係る事実を証する定期券写しの確認を行わないまま通勤手当を認定し、届出に基づく手当を支給しており、また、年度途中に実施される手当の事後の随時確認の際も、本件に係る定期券写しの確認が行われていなかったため、指導事項とした。

平成25年11月に実施した今年度の定例監査時点においても、定期券写しの確認がなされていなかったとともに、平成25年4月に東京都内から自動車により通勤する旨の変更届が提出された際にも、変更前と同様に実態の確認を行わないまま通勤手当を認定し、支給していたため、指摘事項とした。

- 2) 物品の購入について、以下のとおり著しく 不適切な事務処理等があった。
 - ○図書室の書籍に財務規則に定める物品の 購入手続きを行わないまま納入させてい たものがあった。このため、監査日(11 月)現在、支払等ができない状態となって いた。
 - ○物品要求書及び支出命令書が重複しており、二重払がされていたものがあった。また、物品要求書に記載された物品と納品書・請求書に記載された物品に一致しないものがあった。
 - ○平成25年度の新聞購読料は支出負担行 為伺いで前金払とされていたが、監査日

1) 当該職員に平成24年4月以降の通勤・居住の実態を示す書類の提示を求めていたが、提出がなかったため所管課と協議の結果、平成24年4月から甲府市内の自宅(持ち家)から通勤しているとみなし、認定を取消した。支給済み手当額と認定取消しによる手当額の差額は、所管課にれい入処理の対応を依頼し、平成26年2月18日までに全額を返還させた。今後の手当認定においては、事実を確認できる書類の提出を求め、提出がされない場合には認定しないこと(案件によっては所管課へ協議)とする。

- 2)○書籍については所管課からの指示により 「顛末書」と「各業者と取り交わした合意書」 を添付した物品要求書を起案し、平成25年 12月末日までに支払済み。
 - ○物品の二重払いについては、物品要求書に 記載された物品と納品書・請求書に記載さ れた物品を確認し、重複分についてはれい 入処理を行った。
 - ○新聞購読料については、4月~11月分を 12月末日までに支出済み。

今後は、山梨県財務規則及び各種法令に 則り適正に事務処理を行う。 (11月)現在、4月から10月分の支払 等がされていなかった。

3)消防法で6か月に1回行うことが義務づけ られている自動火災報知設備等及び消火栓 設備等の機器点検が、監査日(11月)現在、 実施されていなかった。

4) 平成25年度PH中和槽維持管理業務など 6件の業務、飲料水及びプールの水質検査業 務及びガス漏れ警報機の賃貸借について、財 務規則に定める契約手続きを行わないまま、 業務等を業者に行なわせていた。このため、 監査日(11月)現在、支払等ができない状態となっていた。

(指導事項) 4件 (収入1、支出1、契約2) 1)歳入について、次のとおり収入未済があった。

授業料 過年度分 先数 1 件 39,600 円

2) 電気料金等の支払が遅延しているものがあった。

また、電気料金について遅延利息が発生していた。

- 3) L P ガス供給等に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。
- 4) 契約書に定められた請求時期と実際に請求 書が提出された時期が相違しているものが 4件あった。

3) 法令を確認したところ、機器点検については6か月に1度、総合点検については1年に1度の実施が義務づけられており、平成25年度は、年度前半に行うべき機器点検については時期を失してしまい実施できなかった。年度後半に行うべき機器点検については、自動火災報知設備等の総合点検(平成26年2月22日実施)及び消火栓設備等の総合点検(平成26年3月15日に実施)と併せて実施した。

今後は、消防関係法令に則り適正に事務処 理を行う。

4) 平成25年度PH中和槽維持管理業務など 6件の業務については、所管課の指示に従い 支出負担行為を作成、契約を行い、支払済み。 飲料水及びプールの水質検査業務について は所管課からの指示に従い、1月末日までに 支出済み。ガス漏れ警報機の賃貸借について も、所管課の指示に従い支出負担行為を作 成、契約を行い、支払済み。

今後は、山梨県財務規則及び各種法令に則り適正に事務処理を行う。

- 1)授業料 過年度分 先数1件 39,600 円について、平成25年度末現在も未納となっている。電話・通知・家庭訪問等を行うことにより、引き続き納入を呼びかける。
- 2) 支払の遅延および延滞遅延については平成 25年8月26日までに支出済みとなった。 今後は、電気料金等に支払遅延が生じない よう、スケジュール表を作成し、支払日を確 認するなど適正な事務処理を行う。
- 3)契約書の違約金条項の記載内容を単価契約のものに修正し、変更契約を行った。

今後、契約の際は契約書の内容を確認する。

4) 監査による指導を受け、平成25年11月 以降は業者に対し、契約書どおりに請求書を 提出させ支出している。

今後は、山梨県財務規則及び各種法令に則り適正に事務処理を行う。

監査対象所属	禹 甲府第	5一高等学校
監査対象期間	町 平成 2	4年9月~平成25年9月
監査実施	平成 2	5年12月13日

監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 行政財産使用許可に係る日新館厨房使用の	1)平成26年3月27日付け「行政財産の使用に
上下水道料負担金の調定において、算定基礎	伴う必要経費の算出について(通知)」に基
となる学校全体の上下水道使用料には消費	づき、算出方法を消費税が加算されるよう改
税が含まれているが、当該負担金に消費税相	めた。
当分が加算されていなかった。	

監査対象所属	甲府西高等学校	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年9月	
監査実施日	平成25年12月13日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (収入1、契約1) 1) 平成25年度高等学校入学料を4月9日に 現金収納したが、財務規則第45条に定める 期限までに払込みがなされていなかった。 2) 校舎内廃棄物処理業務委託契約は、単価契 約であるが、違約金条項の記載内容が単価契 約のものとなっていなかった。		 今後は、事務室全体で意識を持ち、財務規則に基づく適正な事務処理に努める。 今後は、契約内容に不備がないよう精査し、適正な事務処理に努める。

監査対象所属	甲府東高等学校	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年	1 0月
監査実施日	平成26年1月8日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (収入1、契約1) 1)修了、卒業及び成績等に関する証明手数料 において、収入証紙消印実績調書への手数料 の入力に誤りがあった。 2)日直代行業務委託契約及び校内ゴミ処理業 務委託契約は、単価契約であるが、違約金条 項の記載内容が単価契約のものとなってい なかった。		 手数料の入力誤りについて、今後はチェック体制を強化し、処理に遺漏のないよう留意する。 次年度契約書において、違約金条項の記載内容を改め、財務規則に則り適正な事務処理に努める。

監査対象所属	甲府工業高等学校	
監査対象期間	平成24年11月~平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月28日、平成26年1月29日	
監査の結果 講じた措置(又は今後の方針等)		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1 件 (契約 1)		
1) 日直代行業務委託契約は、単価契約である		1) 今後は財務規則及び運用通知に則り、委託
が、違約金条項の記載内容が単価契約のもの		契約書の該当箇所の内容を単価契約のもの
となっていなかった。		に改め、適切な契約を行う。

監査対象所属	甲府城西高等学校
監査対象期間	平成24年11月~平成25年8月
監査実施日	平成25年11月13日、12月24日

監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1) 1)建築物環境衛生管理業務委託において、通 年で選任が必要な「建築物環境衛生管理技術 者」に係る業務について、委託契約期間満了 前の平成25年3月25日付けで履行確認 を行い、同3月29日付けで支出していた。	1) 今後は、契約期間満了を待って履行確認を 行い支出する。同様の誤りがないよう所属内 のチェックを確実に行う。

監査対象所属	農林高等学校	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年10月	
監査実施日	平成26年1月8日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (支出1)		
1)公共料金等の	つ支払に係る自動口座振替にお	1) 今後は、各年度の支払いの振替について、
いて、支出命令	分が遅延したことにより、振替	納期限を踏まえたうえで、混同がないように
不能や年度が昇	異なる支払いの振替など、次の	徹底する。また、本件の原因となった支出命
とおり不適切な	な事務処理があった。	令の作成の遅れが発生しないよう、スケジュ
同一日に口座	振替される電気料金4件は電	ール管理を的確に行う。
気料金の支払	を目的とした前渡資金が支払	
手続きの遅れる	こより、振替日までに口座に入	
金されていなた	うった。	
このため、振替日(出納閉鎖日)において、		
水道料金支払	を目的として口座に入金した	
前渡資金から	電気料金4件のうち3件が口	
座振替された。	この結果、水道料金として出	
納閉鎖日に口座に入金した前渡資金で新年		
度の電気料金の支払が行なわれていた。		
また、水道料金については、電気料金4件		
の支払を目的としてあらためて口座に入金		
した新年度の前渡資金と口座に残っていた		
水道料金支払を目的とした前渡資金とによ		
り納期限前に口座から引き落とされていた。		
ただし、振替不能となった電気料の延滞利息		

監査対象所属	巨摩高等学校	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年10月	
監査実施日	平成26年1月8日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (物品1)		
1) 外国語指導助手に貸付けている寝具一式に		1)指導後、速やかに物品貸付調書を作成した。
ついて、財務規則第161条に定める物品貸		今後は適正な台帳管理を行う。
付調書が作成されていなかった。		

監査対象所属	増穂商業高等学校
監査対象期間	平成24年11月~平成25年8月
監査実施日	平成25年11月12日、平成26年1月23日

は発生しなかった。

監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (給与1)	
1)特殊勤務手当(教員特殊業務手当)を受給	1)返還処理を行い受給資格のない者から返還
資格のない者に支給していた。	済み。
	再度このようなことがないよう、支給要件
	を再確認するとともに教員特殊業務手当支
	給確認のチェック項目とした。

監査対象所属 市川高等学校	市川高等学校	
監査対象期間 平成24年9月~平成25年	平成24年9月~平成25年10月	
監査実施日 平成26年1月8日		
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)	
(指導事項) 3件 (支出1、財産1、契約1)		
1)賃借物品であるLPガス警報器の使用料の	1) 今年度支出済のガス警報器使用料について	
支出科目について「使用料及び賃借料」とし	は、科目更正を行い「需用費」から「使用料	
ないで「需用費」で処理されていた。	及び賃借料」への支払いへ変更した。監査終	
	了後に請求のあったものについては、適正な	
	科目からの支出をしている。	
	今後も支出等の事務処理の際には、支出科	
	目が適正であるかの確認を十分に行う。	
2) 行政財産使用許可において使用料を減額し	2) 今年度すでに申請のあった行政財産目的外	
ているが、申請書に減額を希望する理由の記	使用許可更新申請については、申請書に未記	
載がないものが5件あった。	入項目等の誤りがないか詳細に確認を行い	
	受領している。	
	今後の申請においても、申請書の記載内容	
	を慎重に確認したうえで処理を行う。	
3) 可燃物運搬処理業務委託契約外3件は、単	3) いずれの契約についても、前年度の契約を	
価契約であるが、違約金条項の記載内容が単	参考に契約書を作成し、記載内容の誤りに気	
価契約のものとなっていなかった。	づかなかったものであるが、白灯油の単価契	
	約については、今年度11月の契約の際に、	
	違約金記載の誤りに気づき、単価契約で適用	
	される記載内容に変更し契約を締結してい	
	る。	
	契約行為を行う際は、今後も、より慎重に	
	契約書の記載内容を確認する。	

監査対象所属 峡南高等学校	峡南高等学校	
監査対象期間 平成24年11月~平成2	平成24年11月~平成25年8月	
監査実施日 平成25年11月13日、	平成25年11月13日、12月20日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 1件 (収入1) 1)歳入について、次のとおり収入未済があた。 授業料 過年度分 先数8件 586,000「	票抄本を取得し、確実な連絡手段を確保した	

③戸別訪問の回数増を図るなど、徴収の時機を失しないように定期・定時連絡等を行い、粘り強く交渉し滞納額の圧縮を図る。

④特に、平成26年6月に消滅時効を迎える債務者は、成人に達しているため重点的に 督促等を行い、併せて当該債務者の連帯保証 人との交渉を重ねて行く。

なお、予備監査日以降も上記方法による催促・督促を行った結果、1先138,100円を収納した。平成26年度末現在の収入未済は先数7件 447,900円である。

監査対象所属	日川高等学校	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年10月	
監査実施日	平成26年1月8日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (財産1)		
1) 電気通信施設設置及び厨房使用に係る行政		1) 「行政財産使用料の額の改定について(平
財産の使用許可において、許可期間が1年を		成26年1月22日付け管財課長事務連
超えている場合には、許可指令書に使用料の		絡)」に基づき、許可指令書に使用料の改定
改定について規定することになっているが、		に係る条項を追加する変更使用許可を行う。
規定していなかった。		今後は、行政財産使用料等の算定に係る通
		達に則り、適切な事務処理を行う。

監査対象所属	塩山高等学校	
監査対象期間	平成24年11月~平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月15日、平成26年1月9日	
監査の結果 講じた措置(又は今後の)		講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項) 5件 (収入1、物品1、財産1、 契約1、重点事項1)

1)歳入について、次のとおり収入未済があった。

授業料 過年度分 先数1件 168,300円

- 2) 郵便切手類受払簿が定められた様式で月毎 に作成されていなかった。
- 3)公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが5件あった。
- 4) 日直代行業務委託契約は、単価契約である が、違約金条項の記載内容が単価契約のもの となっていなかった。
- 5) 平成24年度に発生した学校開放に係る照明施設電気料について、収入未済となっていたが「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状が発付されてお

- 1) 収入未済については、保護者に電話連絡や 家庭訪問を行い督促したが解消されていな い。今後は、家庭訪問などの取り組みを強化 する
- 2) 郵便切手類受払簿について、月毎に作成するよう改めた。
- 3)移動報告が成されていなかった行政財産の 使用許可について、報告書を提出した。今後、 行政財産の使用許可を行った際は、速やかに 移動報告を行う。
- 4) 違約金条項の記載内容を単価契約のものとする変更契約を行った。
- 5) 学校開放に係る照明施設電気料について、 収入状況を確認するとともに、収入未済となった場合には速やかに督促状を発付すると ともに、延滞債権管理簿を作成することとし

らず、「山梨県債権回収及び処理マニュアル」 に定める延滞債権管理簿も作成されていな かった。 た。また指導を受けた債権については、納入 済みとなっている。

監査対象所属 谷村工業高等学校		
監査対象期間 平成24年9月~平成25年	平成24年9月~平成25年10月	
監査実施日 平成26年1月8日	平成26年1月8日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 2件 (収入1、財産1) 1)電柱等及び自動販売機設置を目的とした行政財産使用料について、調定がされていないものが7件あった。(合計 14,753円) 2)公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが8件あった。	1) 行政財産使用料の調定について、7件全ての調定を行った。 今後は速やかに4月当初に調定を行う。 2) 規則に基づき、移動報告書を提出した。 今後はこのようなことがないよう、公有財産事務取扱規則を熟知し、迅速に手続きを行う。	

監査対象所属	桂高等学校	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年10月	
監査実施日	平成26年1月17日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (財産1) 1)取得用地に未登記のものがあった。		1) 未登記地の解消については、平成27年度の
過年度分 1	. 筆	市への移譲に向けて、所管課において手続き 中である。

監査対象所属	吉田高等学校	
監査対象期間	平成24年11月~平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月15日、12月24日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (財産1) 1)公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告がなされていないものが5件あった。		1) 平成25年12月17日付けで、移動報告書を所管課に提出した。 今後は、法令等を遵守し、適正な事務処理を行う。

監査対象所属 "	富士河口湖高等学校	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年10月	
監査実施日	平成26年1月8日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (給与1、物品1) 1)別居の父母に係る扶養手当の事後確認における送金の判定について認定要件を満たしていないものがあった。このため、扶養手当が過払いとなっていた。		1) 所管課と協議を行い、れい入措置を執った。 今後も、手当の認定及び確認については、チェック表を用いたチェックを行うとともに、 複雑な案件は、所管課と協議しながら、誤り のないように留意する。

- 2) 平成24年度に賃借した車両について、財 務規則第168条に定める占有物品受入調 書及び占有物品払出調書が作成されていな かった。
- 2) 占有物品受入調書及び占有物品払出調書を 作成した。

今後は遺漏のないように留意する。

監査対象所属	中央高等学校	
監査対象期間	平成24年11月~平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月13日、平成26年1月8日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (物品1)		
1)新校舎への引っ越しに伴い、使用不能な物		1)新校舎への引っ越しに伴い廃棄処分した物
品を廃棄処分していたが、財務規則第164		品並びに開校当初から備品原簿に残ってい
条に定める物品棄却調書による棄却のため		た物品についても各教科担当者等に依頼し
の手続きが行われていなかった。		現況備品と備品原簿との突合確認を行い、備
		品原簿上不用な物品について、2月末までに
		物品棄却調書により棄却手続きを行った。

監査対象所属	ひばりが丘高等学校	
監査対象期間	平成24年11月~平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月15日、平成26年1月9日	

監査の結果

講じた措置(又は今後の方針等)

- (**指導事項**) 3件 (収入1、給与1、財産1)
- 1) 収入証紙消印実績簿の件数及び金額に誤り があった。
- 2) 児童手当について、職権に基づき支給額の 改定処理を行っているが、児童手当事務取扱 要領第5条第2項に定める額改定通知の作 成及び受給者への交付を行っていないもの が2件あった。
- 3)公有財産の使用許可において、公有財産事 務取扱規則第50条第2項に定める移動報 告がなされていないものがあった。
- 1) 収入証紙消印実績簿を修正した。 今後は、財務会計の決裁時に、実績簿の写 しを添付しデータの重複を確認する。
- 2) 児童手当額改定通知書を、対象者に交付し た。

今後は、児童手当事務取扱要領に則り、適 正な事務処理を行うことを徹底する。

3) 所管課に公有財産移動報告書を提出した。 今後は、新規に使用許可した場合は、直ち に報告書を提出する。

監査対象所属	ろう学校	
監査対象期間	平成24年11月~平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月19日、平成26年1月9日	
監査の結果		講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項) 2件 (物品1、財産1)

- 1) 賃借物品であるファクシミリ及び丁合機に ついて、財務規則第168条に定める占有物 品受入調書が作成されていなかった。
- 2) 公有財産の使用許可において、公有財産事 務取扱規則第50条第2項に定める移動報 告がなされていないものが2件あった。

- 1) 占有物品受入調書(ファクシミリ、丁合機 の2件)を作成した。
 - 今後、リース物件等の占有物品が生じた場 合は、その都度速やかに受入調書を作成す
- 2)貸付(使用許可)移動報告書(2件)を作 成し、所管課に提出した。
 - 今後、公有財産の内容に変更が生じた場合

は、	その都度速やかに移動報告書を作成し、
報告	きする。

監査対象所属	甲府支援学校	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年10月	
監査実施日	平成26年1月17日	
監査の結果		講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1) 1)ゴミ処理委託契約及び灯油の供給に係る契 約は、単価契約であるが、違約金条項の記載 内容が単価契約のものとなっていなかった。		1) 今後は違約金に関する条項を契約内容と合 致させると共に、契約書の各条項の確認を徹 底し、財務に関する事務の適正な執行に努め る。

監査対象所属	わかば支援学校	
監査対象期間	平成24年11月~平成25年8月	
監査実施日	平成25年11月28日、平成26年2月3日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (収入1)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があっ		1) 収入未済の 50 円は、平成25年12月6
た。		日納付された。
特別支援教育就学奨励費(給食費)過払い		今後は関係規則をよく確認し適正な支出
に係る返還金の延滞金		を行い延滞金の原因となったれい入事務が
平成 25 年度分 先数 1 件 50 円		生じないよう努める。
		また、債権が発生した場合は適正に管理し
		納期限内に納入されるよう努める。

監査対象所属	やまびこ支援学校	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年10月	
監査実施日	平成26年1月8日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (支出1)		
1) 安全運転管理者の届出に要する経費につい		1) 本人が請求を辞退したため、公費での支出
て、公費で支出すべきところ、私費で支出し		は行わないこととなった。
ていた。		今後は、このようなことがないよう、経費
		の内容をよく確認して事務手続きを行う。

監査対象所属	富士見支援学校	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年10月	
監査実施日	平成26年1月17日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
契約であるが、	中 (契約1) ゴミ処理業務委託契約は、単価 違約金条項の記載内容が単価 よっていなかった。	1) 不・可燃物ゴミ処理業務委託契約については、平成25年度はすでに執行済みであったため、今後の契約締結時には契約書の違約金条項の記載内容を単価契約のものに改める。

監査対象所属	ふじざくら支援学校	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年10月	
監査実施日	平成26年1月8日	
	監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
1)增額変更後の	‡ (給与1、契約1))通勤手当について、支給開始 異りがあり、過払いとなってい	1)提出された通勤届について、給与担当者が 支給時期を誤って記入して回議してしまい、 支給時期にズレが生じてしまった。今後は、 チェック表を活用し、給与担当者は書類作成 時に、決裁者は決裁時に、内容確認を徹底す る。
2) 平成25年度スクールバス運行管理業務委託契約について、次のとおり不適切な事項があった。 ①契約担当者が記載すべき予定価格調書の予定価格欄及び見積書比較価格欄について、金額が印字されたものであった。 ②予定価格が積算額より高く設定されていた。また、結果として積算額を上回る額で契		2)消費税対象になる部分と消費税非対象部分とで、複雑な積算を要することから、複数人でのチェック体制に不備もあった。 次回からは、今回の指導も踏まえた事務所内のチェック体制を強化するとともに、関係所属と共同で、強固なチェック体制を構築する。

監査対象所属	甲府警察署	
監査対象期間	平成24年10月~平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月30日、12月19日	
監査の結果		講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (収入1、契約1) 1) 平成25年度の待機宿舎(美咲寮)の入居料の算定について、管理人に指定された者の自動車の保管場所に係る加算額の調整に誤りがあり、入居料が過大に徴収されていた。 2) 自動車用燃料の購入に係る契約は、単価契約であるが、違約金条項の記載内容が単価契約のものとなっていなかった。		1)過大徴収した4月から10月分までの7ヶ月分を11月6日に返還した。2)今後の契約において同様の誤りが生じないよう、担当者への周知を行った。

監査対象所属	韮崎警察署	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年9月	
監査実施日	平成25年12月13日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1) 1) 車両運搬委託契約外11件に係る契約は、 単価契約であるが、違約金条項の記載内容が 単価契約のものとなっていなかった。		1)単価契約における違約金条項の記載内容に ついて見直しを行い、今後は適切な内容とす るとともに、各条項の確認を徹底し適正な事
平圖 次州 ** * * * * * * * * * * * * * * * * *		務処理に努める。

約されていた。

③支出負担行為伺いの支出区分では精算払 のみとなっていたが、契約書第6条第2項に

前金払ができる旨規定されていた。

監査対象所属	北杜警察署	
監査対象期間	平成24年10月~平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月31日、12月17日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (契約1)		
1) 監視システムの賃貸借に係る契約は、単価		1) 違約金条項の記載内容については、今後の
契約であるが、違約金条項の記載内容が単価		契約において同様の誤りが生じないよう、担
契約のものとなっていなかった。また、契約		当者への周知を行った。
書に不要な収入印紙が貼付されていた。		また、契約業者には、不要な収入印紙を還
		付できることを伝えた。

監査対象所属	南部警察署	
監査対象期間	平成24年10月~平成25年7月	
監査実施日	平成25年10月30日、12月20日	
監査の結果		講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (支出1) 1) 平成24年10月に更新している身延山駐 在所敷地賃借に係る長期継続契約の執行伺 いは、支出負担行為伺いにより行うこととさ れているが、支出負担行為伺いが作成されて いなかった。そのため年度当初に決裁を受け た支出負担行為伺いで3月に年間使用料を 支払っていた。		1) 今後は契約期間ごとに支出負担行為伺いを 作成する。

監査対象所属	富士吉田警察署	
監査対象期間	平成24年9月~平成25年9月	
監査実施日	平成25年12月13日	
監査の結果		講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (支出1、契約1) 1) 留置人疾病治療費の支払において、全額公費負担とすべきところ、国民健康保険を適用した金額(診療費の3割)の請求書を受け取り、支払を行っているものがあった。 2) 庁舎清掃業務委託契約書中の委託料の支払に関する条項において、毎月前月分の請求書を提出することとされているが、前月分として請求すべき金額の算定方法が明らかにされていなかった。また、実際の請求は、当該条項の規定とは異なり、2か月に1度行われていた。		1)支払先の医療機関に説明し、2月13日に支払い済み。 2)庁舎清掃業者と支払について口頭で確認し、2か月ごとに支払っていた。平成26年1月10日に変更契約を行い、実態に合わせた契約内容とした。